

随意契約理由書

件名	海岸線変電所直流機器点検整備
契約の相手方	株式会社 日立製作所 神戸支店
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>今回の点検整備対象である直流機器(HSVCB)及び回生装置(インバーター)は、列車に電力を供給する特別高圧変電機器をはじめ列車の営業運転に係る重要な「鉄道電気施設」であり、常に設備の良好な状態を維持するため、国土交通省令「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」にもとづき「鉄道電気施設整備要領」を定めて定期検査・随時検査を実施している。</p> <p>本業務は、設備の点検整備であるが、これらの対象設備は製造業者独自の仕様で製作されており、本業務に必要な部品を入手し本業務を責任を持って確実にできる者は当該設備の製造業者である「株式会社日立製作所」以外にない。よって上記業者との随意契約を締結するものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局高速鉄道部電気システム課変電区 (電話番号078-791-1467)